

委託ガイドラインの進捗報告について

(1) 委託ガイドラインについてのおさらい

■概要

- ・市の既存事業のうち「市民活動団体等に委託した方がより高い効果が望める事業」について、市として市民活動団体等への委託を促進するために、ルールや基準を定めるもの。
- ・このガイドラインに基づき、各々の担当課が団体の専門的な適正を加味した上で委託先を選定することができる仕組み。

■目的

★市が行う業務に対し、市民活動団体等が参加できる機会を提供する

- ・市民活動団体等が調達（資金繰り）を実現することで、持続できる発展的な団体の運営や活動を促す。
- ・市民の多様なニーズをかなえ、企業にはない付加価値（社会的機能）を生み出す可能性を見出す。
- ・委託事業によって社会課題、地域課題を解決する団体を増やし、課題をジブングト化する市民を増やしていくことで、地域住民が主体となって課題解決を行う取り組みを増やしていく好循環を目指す。

（資金繰りを通じて、地域課題解決に資する団体を“育てていく”視点）

■経過

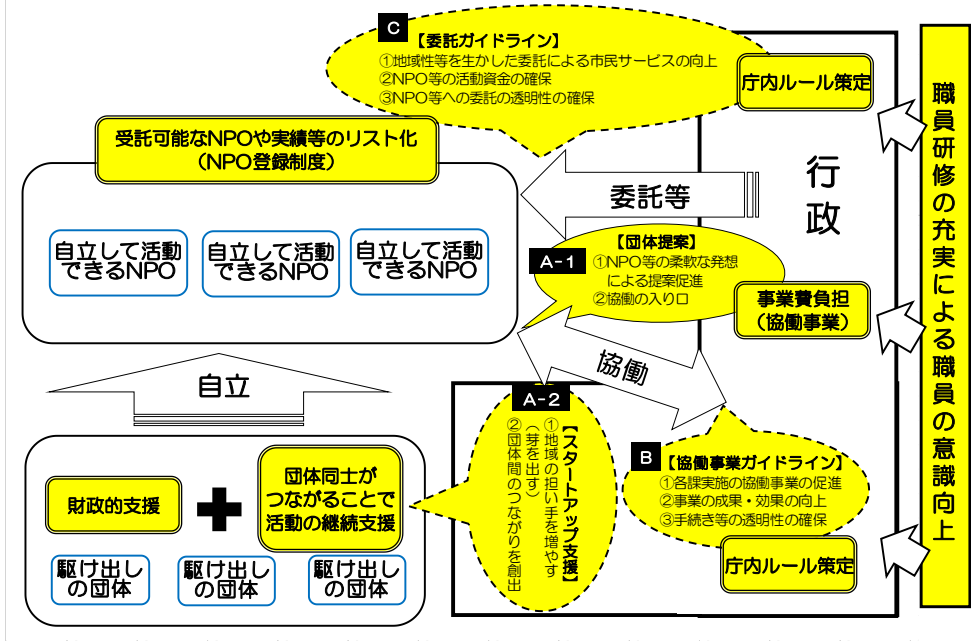
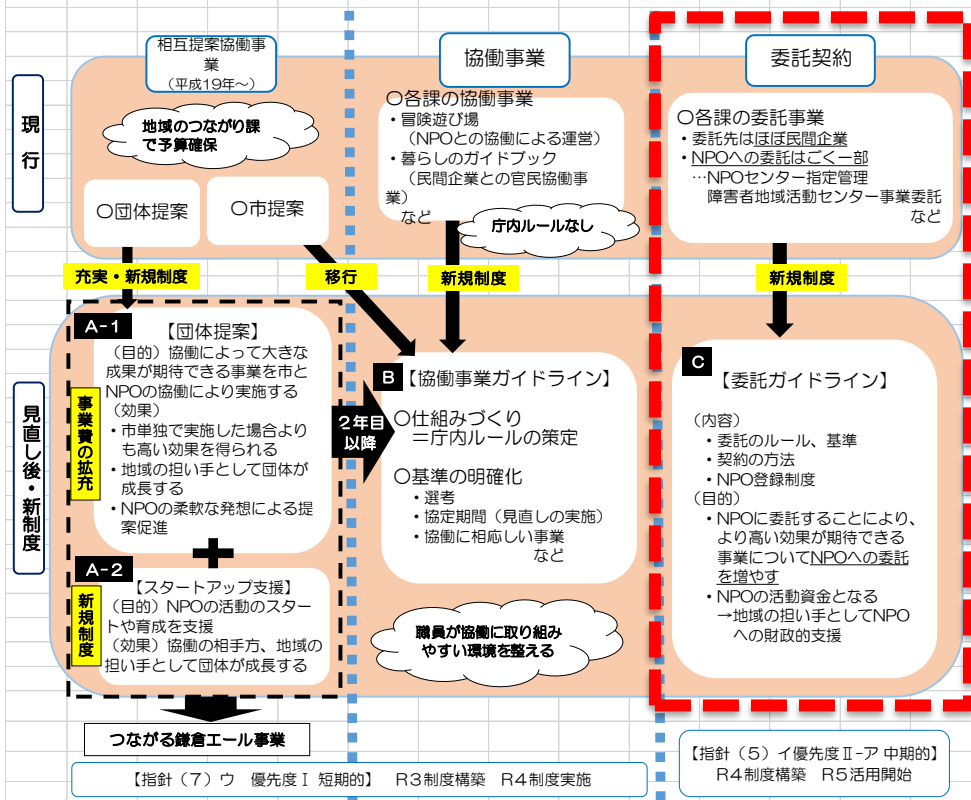
- ・令和4年5月の市民活動推進委員会にて、具体案と方向性を共有。
- ・1年かけて、委託ガイドラインの必要性と具体的な制度設計について市内部の調整・調査を実施。
- ・本委員会にて、調査結果と今後の方向性について報告。

■課題

- ・協働や市民活動推進の条例を定めていても、財源が市の委託料（税金）である限り、通常の契約行為と同様の、厳格な手続きをしなければならない。
- ・契約行為において、市民活動団体等を優遇する制度であるため、どのようにして公平性・公正性を担保できるか。
- ・受託者が業務を遂行する能力があるかの判断基準や、市民活動団体等への委託の考え方の整理を含めた契約規則の見直しが必須。（全庁的な動きが必須）

■委託ガイドラインの立ち位置

協働・委託の仕組みの見直し、新制度について



- ・ “委託” は、法律や条令に基づいて行われる行政の契約行為であるため、“協働” とは明確に区別され、厳格かつ適正に行われることを前提としている。
- ・ 市の委託事業すべてを市民活動団体等に委託しようとするものではなく、エール事業、協働事業ガイドライン、委託ガイドラインの3本柱によってそれぞれを補完しあうことで、NPO団体等との協働・共創の取組を促進していく。

(2) 全庁の市民活動への委託調査 (※調査結果は別紙2-2(2)を参照)

■実施概要

- ・ 庁内全課に対して、市民活動団体等と連携して行っている事業を確認する紙面のアンケート調査を実施し、連携の形態や内容、経過年数などを洗い出した。

■目的

- ・ 市民活動団体への委託に関する鎌倉市の実態を調査し、委託ガイドラインの必要性を改めて精査したうえで、市の特性に応じた制度の構築を目指す。

■調査結果から導きだした仮説

①契約の形態

- ✦ 回答のあった100件中、契約の金額が50万円以下が53件と、契約金額が安いものが多く、高額なものは任せづらいのではないかと。
- ✦ 1000万円以上の高額な契約もある。市民活動団体にしかできないものもあるのではないかと。
- ✦ 市が団体に“任せる”タイプの「委託」・「指定管理」・「依頼」・「協力」を『広義の委託』として位置付けた場合、市と団体が“一緒に行うもの”である「協働」・「共催」の『広義の協働』よりも3倍近く件数が多い。
このデータやエール事業協働コースのメンターの経験感を加味すると、
(1) 現在の市の体制、人員、予算等のリソース不足によって“ともに汗をかく”のではなく、“やってもらう”スタンスが良くも悪くもトレンドになっているのではないかと、
(2) その場合、「委託」はニーズがあり、ポテンシャルがあるのではないかと。

②契約の内容

- ✦ 「イベント」、「講和・講演」、「講座・セミナー」といったものを『広義の催し物』と位置付けると、100件中43件が該当し、圧倒的に多い。これは、市民活動団体の経験や専門性を評価しているからではないかと。
- ✦ 「障害福祉」、「介護サービス」、「福祉活動」といったものを『広義の支援活動』と位置付けると、100件中20件が該当し比較的多い。これは、福祉的な取組は地域と密接に関わる内容が多く、かつ機械的ではなく熱意ある取組が求められることから、市民活動団体系が多いのではないかと。
- ✦ 各担当課が市民活動団体と連携して実施している取組は、特徴ごとに分類することができ、担当課として評価されるジャンルを導き出すことができるのではないかと。「催し物」、「情報発信」、「支援活動」、「環境保全」。

※全てのジャンルで共通していることとして、地域住民との密接な関係性の中で行われるものが多く、これが市民活動団体の強みであり、担当課からも評価される部分ではないかと。

③継続年数

- ✚ 新規参入は乏しいが、一度関係性ができると、比較的その団体に継続して依頼する傾向がみられる。これは、よく言えば実施事業を評価され、悪く言えば新規参入が阻害され新陳代謝がなされていないのではないか。
(ガイドラインによる新規参入を促すことで改善されるのではないか)

④結論と今後の方向性

- ✚ 調査結果を通じ、委託ガイドライン（に限らず、市民活動団体に委託しやすくなる制度）の構築は、鎌倉市として一定の意義と効果がある。
- ✚ 調査結果を踏まえ、鎌倉市の実態に馴染む第1歩※を形作ることから始め、運用しながらアップデートしていくことを前提とする。
- ✚ 担当課が現在市民活動団体に委託しているものの根拠となるような制度構築を行い、即実績につながるものを目指す。
- ✚ アップデートの内容として、高額な契約や規模の大きい契約についても、市民活動団体への委託の根拠となるガイドラインができると、市の事務手続き上でも実効性のある制度にできる。（公平性・公正性の観点から、いかに実行性を担保できるかが課題）

※第1歩としては例えば・・・

- ・ 1号随契（50万円以下の少額契約）による一社随契可能な金額の50万円以下にしぼる
- ・ 市民活動団体が強い特定のジャンルに絞る（催し物、支援活動、環境保全、情報発信等）
- ・ 市として優先発注が定められている、小規模修繕やシルバー人材センターのように、市民活動団体に対して発注を優遇する文言を加える
- ・ 契約可能な市民活動団体をリスト化する。（基準を定める必要あり）

以上、委託ガイドラインの進捗報告とさせていただきます、次回以降に
具体案について議論させていただければと思います。

現時点でご意見がございましたらよろしくお願いたします。